

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協議委員会（協議委設置関係）（I）

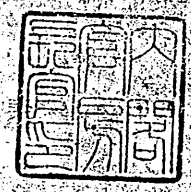
メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 対沖縄援助, ケネディ大統領, 対沖縄支援に関する日米協定案, 交換公文 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694</a>

容議了解

内閣外電第170号  
昭和37年9月13日

外務大臣 大平 正 芳 殿

内閣官房長官 黒 金 孝 一 様



昭和37年9月11日付第2710号をもつて提出の「  
日本国政府の琉球政府に対する援助に関するアメリカ合衆国  
政府との協議に関してのわが方の方針について」は、本日提  
案のとおり閣議了解になりましたから、命によりて通知しま  
す。

07.9.14  
33  
官 務 印 1928

内 閣

大臣の閣議説明要旨（沖縄援助問題）

沖縄援助についての日米協議に対する日本政府見解は九月十三日私からライシャワー米大使を通じて米國政府に申し入れておきましたところ、今朝同大使から、これに対する米側回答として次のような提案を受け取りました。

この提案は、沖縄援助に関する日米協力の基本的な取り極め案を骨子とするものでありまして、その主な内容は沖縄の経済発展および住民福祉についての日米協力に関し

(イ) 外務大臣と在京米國大使（又は両者の代表）で構成される協  
議委員会  
調査委員会を東京に設置する。

(ロ) 沖縄には日米連絡話を設置する。

とゆうことであります。

おが方としてはかねてからこのような機構を設置する必要を認めておりましたので、今回の米側提案は誠に有意義且つ適切な措置であると考えております。

なお、日本政府の沖縄援助については、米側の要望をも考慮しながら、関係省庁とも十分協議の上決定したい旨をライシャワー大使に伝えておきました。

米側提案

日本側提案

一 昭和三七 一 一 二	昭和三八 四 二
二 同 三八 七 二 二	同 三八 九 二 七
三 同 三八 一 三 一 六	同 三九 一 二 四
四 同 三九 三 三 一	同 三九 四 一 四

説明資料（沖縄問題日米協議）

沖縄援助に関する日米協議について、大平外務大臣の渡米前、同大臣とライシャワー米大使との会談を行ないたので、その交渉方針につき閣議了解を得たのであります。

なお、同会談においては、(一)日本側調査団の調査の結果に基づく沖縄の経済開発および民生向上の方途について総合的見解を述べ、(二)政府の具体的援助施策および金額に関する提案は、先ず米側より長期計画ないし、明年度計画に関する具体的な提案を受けた上、わが方援助の具体的内容、金額に関する協議に入りたい、ことも申入れる所存であります。

極秘

まま

大正 沖繩問題

記者会見の際、次の点には触れられないようお願いいたします。

一 「開港了解」中

(4) 援助の効果的実施を期するため琉球政府の要望に応じて、琉球政府の行政能力の改善に協力するものとする。

二 同「説明書」中 (4)の末段

その計画実施に当って明年度以降五年間に四十五項目、約四千万円（毎年度平均約三〇億円）の資金が不足する見込であると述べたが、現地当局としては、この不足額を日本政府の援助に仰ぎたいと考えている模様であった。

最急  
重要

(B)

日本国政府の琉球政府に対する援助に関するアメリカ合衆国政府との協議に關してのわが方の方針に關する閣議了解(案)

昭和三十七年九月十三日  
外務省

政府は、沖縄住民の安寧福祉及び經濟開發に資するため、琉球政府に対し援助を供与することについて、アメリカ合衆国政府と協議するに際し、次の方針によることとしたい。

- (一) 援助の目標は、琉球政府(市町村を含む、以下同じ)の諸施設、事業等の水準を本土相当地域なみに引き上げ、あわせて住民の所得の向上に資することにおくものとする。
- (二) 援助の重点は、社会保障及び教育、經濟開發及び国土保全並びに各般の技術援助におくものとする。
- (三) 援助の方式は、わが方の予算及び法令の定める範囲内において、各會計年度毎に、個々の事業に対して行なうものとする。

極  
秘  
まで

(四) 援助の執行については、援助物品及び金員が交付の目的に従つて適正に使用され、かつ、援助の効果を確認することができ、るよう措置を講ずることとする。同時に、會計検査を行ない、るようにするものとする。

(五) 援助の効果的実施を期するため琉球政府の要望に応じて、琉球政府の行政能力の改善に協力するものとする。

(六) 沖縄現地に日米琉懇議會(仮称)を設置すること等により、援助について沖縄住民の意思が反映するよう配慮するものとする。

前記援助に關する日米協議と併行して、沖縄住民の自治権の拡大について建設的提案を行なうものとする。

説明書

一、昨年六月、池田総理大臣訪米に関連し、日本政府は米國政府に対し沖繩における事態の改善のため若干の提案を行なつたが、池田総理大臣とケネディ大統領との会談において、米國が沖繩住民の安寧福祉の増進について一層努力し、日本がこの目的のため、米國と引続き協力するとの合意が成立し、その具体策については、東京で折衝することが了解された。

二、米國政府は、同年十月、關係各省代表からなるケイセン調査団を沖繩に派遣して、現地の実情を詳細に調査した結果、本年三月、ケネディ大統領声明をもつて、沖繩に対する行政命令の一部を改正するとともに、新たないくつかの特定の措置をとるべきこと、特に「琉球住民の安寧と福祉及び琉球の經濟開發を増進するための援助供与について、米國と日本との協力關係実施に関する明確な取決めを作成するため、日本政府と討議を開始

極  
秘  
まで

する」との意向を明らかにした。

三、よつて、政府は、本年四月以降本件取決めに關する日米協議を開始すべく諸般の準備を進めるとともに、米國側に対し、来るべき日米協議においては、上記取決め以外に、沖繩に關する広汎な諸問題に關しても建設的提案を行ないたい旨を申入れたところ、米國側はかかる日本側提案は今次日米協議の枠外で検討することとした旨回答越した。さらに、沖繩援助のための日本側計画立案に必要な資料収集と実情調査のため調査団を沖繩に派遣することについても合意が成立したので、六月十五日より八月八日までの間、小平前総務長官、古屋総務副長官をはじめ、総理府、外務、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、建設、自治及び經濟企画の各省庁の職員で構成する三次にわたる調査団を沖繩に派遣した。これらの調査団は現地米側当局並びに琉球政府等と沖繩の民生向上および經濟開發の方途の大綱に



ついて話し合いを行なつた。その際、キャラウェイ高等弁務官は、調査団に対し、米民政府が琉球政府と協議して立案中の沖縄開発五カ年計画の構想について説明し、その計画実施に当つて明年度以降五年間に四十五項目、約四千万弗（毎年度平均約三〇億円）の資金が不足する見込であると述べたが、現地当局としては、この不足額を日本政府の援助に仰ぎたいと考えている模様であつた。

前記調査団の調査結果は別途総理府より閣議報告のとおりである。

四 わが方の沖縄援助に関する日米協議については、大平外務大臣の渡米前、すなわち、九月十三日、同大臣とライシャワー大使の会談を行ない、同会談において、(一)日本側調査団の調査の結果に基づく沖縄の経済開発及び民生向上の方途について総合的見解（その大綱は本日請議する閣議了解案記載のとおり）を述

べるとともに、(二)政府の具体的援助施策及び金額に関する提案は、米民政府より早急に長期計画ないし、明年度計画に関する具体的な提案の提示を受け、これを検討の上、さらにわが方の対案を提示して協議に入りたい旨、申入れることとした。

なお、十月中旬には、米民政府より日本側が供与する明年度の沖縄援助に関する具体的な提案の提示をうけ、予算編成期には結論を得る目途で、対米交渉を進めたい所存である。

説明書

中込(印)

一、昨年六月、池田総理大臣訪米に関連し、日本政府は米國政府に対し、沖繩における事態の改善のための若干の提案を行ったが、池田総理大臣とケネディ大統領との会談において、米國が沖繩住民の安全と福祉の増進について一層努力し、日本がより目的のため、米國と引続き努力するとの合意が成立し、その具体案については、東京の折衝が完了したと了解された。

外務省

二、米國政府は、同年十月、関係各省代表からなるケイセン調査団を沖繩に派遣して、現地の実情を詳細に調査した結果、本年三月、ケネディ大統領声明をもち、沖繩に対する行政命令の一部を改正するとともに、新たないくつかの特種措置をとる(きこう)こと、特に琉球住民の安全と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米國と日本とが協力関係実施に關する明確な取決めを作出するに、日本政府と討議を開始するとの意向を明らかにした。

外務省

三、よて、政府は、本年四月以降、本件取決めに関する日米協議を  
開始すべく諸般の準備を進めるとともに、米側に対し、米もつき日米  
協議においては、上記取決めの外に、沖縄に関する広汎な諸問題に  
関しても建設的提案を行いたい旨を申入れたところ、米側側はか  
かる日本側提案は、今次日米協議の枠外で検討することとしい  
旨回答越した。さらに、沖縄援助のための日本側計画立案に必  
要な資料収集と実情調査のための調査団と沖縄に派遣することに

外務省

ついても、合意の成立に努め、六月十七日より八月八日の間、小平前総務  
長官、吉屋総務副長官をはじめ、総理府、外務、大蔵、文部、厚生、  
農林、通産、運輸、建設、自治及び経済企画の各省方の職員で構成  
する三次にわたる調査団と沖縄に派遣した。このうちの調査団は現地  
未創成局並に琉球政府等と沖縄の民生向上および経済開発の方途  
の大綱について話し合いを行った。その際、キヤウラエウ高年弁務官は、調  
査団に対し、米政府は、琉球政府と協議して立案中の沖縄開

外務省

發五年計画の構想について説明し、その計画実施に充て  
年度以降五年間に四十五項目、約四千万弗（毎年度平均約三億日  
の資金が不足する）と述べて、現地の当局としては、この不足額を日本政  
府の援助に仰ぐたいと考えている模様であった。  
前記調査団の調査結果に基づく諮議報告は別添うとおりで  
ある。

外務省

空堀ミニチオリスト  
の渡米前、すなわち九月十日日同大使とライシャワー大使の会談と  
行い、同会談において、(一)日本側調査団の調査の結果に基づく沖  
縄の経済開発及び民生向上の方途について、総合的見解(その要綱  
は本日請議する閣議了解案記載の通り)を述べるとともに、(二)政  
府の具体的援助施策及び金額に関する提案は、米國政府より  
早急に長期計画ないし、明年度計画に関する具体的な提案の  
提示を受け、これを検討の上、さらにわが方援助の具体的な内容、

外務省

金額に関する協議に入りたい旨 申入れたい。

なお 十月中旬には 米國政府より日本側へ供与する明年  
度の沖陸援助に関する 具体的提案の提示をうけ、十一月中旬に  
は 結論を得る 用途、対米交渉を進めたい所存である。